

会 務 月 報

第423号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成30年3月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成30年3月23日（金）

13:30～16:35

2. 場 所 日事連会議室

3. 理事総数及び出席理事数 総数31名、出席数30名

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 佐野吉彦

副 会 長 富岡 學、佐々木宏幸、栗原憲昭、遠藤正幸、
岩本茂美

専務理事 居谷献弥

常任理事 伊藤光洋、植村吉延、岡村則満、堂田重明、
新沼義雄

理 事 相場 博、秋野卓生、大谷秀逸、金子敏夫、
神田重信、栗田政明、児玉耕二、小林忠志、
澤木英二、鈴木兼次、鈴木勇人、富田 裕、
西尾信次、宮原浩輔、八島英孝、山木 茂、
横須賀満夫、吉田 敏

監 事 宮原克平、山下卓治

事 務 局 前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課長、
千浜民子業務課長、伊東眞理総務課長、
吉田茂調査役

欠席者

常任理事 栗原信幸

5. 議 事

（1）議長の選任

佐野吉彦が議長に選任された。

（2）議事録署名人の確認

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人は以下の者であることが確認された。

佐野吉彦会長、宮原克平監事、山下卓治監事

（3）議決事項

1）平成30年度事業計画の承認の件

居谷献弥専務理事及び各常置委員会委員長より、資料1によって平成30年度事業計画策定、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、基本問題検討、景観・まちづくり、適合証明業務登録機関に関するそれぞれの事業計画の内容の説明がなされた。

議長より、平成30年度事業計画について諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを承認した。

2）平成30年度収支予算の承認の件

居谷専務理事より、資料2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成30年度収支予算について、次の趣旨の説明がなされた。

適合証明技術者の登録者数が減少傾向にあり、事務局が当該業務に従事する割合も減少しているため、人件費支出・事務所費支出の案分率を従来の一般会計85%：適合証明業務登録機関特別会計15%から、87%：13%に変更した。さらに、固定資産の取得に係る支出は管理費支出等で計上していたが、税理士から指摘を受け、両会計とも新たに「固定資産取得支出」の科目を設けた。なお、熊本地震に対する予算は、当初の予定どおり、平成29年度をもって終了となっている。

議長より、平成30年度収支予算について諮ったところ、異議なく、資料2のとおりこれを承認した。

3）青年話創会2017和歌山大会報告の承認の件

鈴木勇人理事より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

青年WGの企画運営により、全国大会式典の前日に「青年話創会2017和歌山大会」を開催し、12のテーブルごとに次

世代問題について討議を行った。オブザーバーを含め154名が参加し、89%の単位会参加者が「非常に有意義だった」または「有意義だった」とアンケートに答えている。青年WGでまとめた資料3の報告書は、理事会承認後、単位会に提供し活用してもらう予定である。

山木茂理事より、日建連では若手に建設業界に入ってもらうために、業務改善と現場の週休2日制を会のメインのテーマとし役所と協働して取り組んでいる。日事連も設計の団体として若手に業界の魅力を発信する必要があるとの発言がなされた。

八島英孝理事より、建築士受験には専門学校への通学等が欠かせなくなっており、その授業料等で年間80万円もかかると聞いている。団体として対策を考えていかないといけないとの発言がなされた。

これに対し、佐野会長より、試験の難しさが事務所継承を阻む一因になっていると耳にするが、建築士試験制度の仕組みを変える検討が始まっている。指摘事項の改善ができるか考えたいとの回答がなされた。

吉田敏理事より、何とか多くの人に建築設計業界へ入って欲しいとの議論はよく聞くが、学会を中心とした大学の教員間では、実務者に魅力あるものを作って見せて欲しいとの話に終始する。学生が業界を知りたいと思ったときに対応できる窓口を設けるとか気軽に話せるような環境作り等を行って欲しい。また、土木や測量の入札では、若手が参画すると加点される。話創会等から設計も同様の措置を取るよう要望されたらよいのではないかと発言がなされた。

議長より、青年話創会2017和歌山大会報告について話したところ、異議なく、これを承認した。

4) 平成32年度第44回建築士事務所全国大会主管会の承認の件

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

平成31年度の福島大会(北海道東北ブロック)の次は、過去の開催順から九州・沖縄ブロック内の単位会が主管会を

務める番に当たるため、同ブロックに打診したところ、熊本会を主管会として平成33年度の第45回大会を開催させてほしいとの要望がなされたため、次の順番に当たる中四国ブロックに打診した。同ブロックでは、会員数の少なさや財政に余裕がないこと等を理由に固辞され、次の順番となる東海北陸ブロックに打診し、福井会を主管会とすることで回答を得た。

議長より、平成32年度第44回建築士事務所全国大会主管会について話したところ、異議なく、これを承認した。

5) 平成30年度以降の建築士定期講習の業務委託費及び加算精算方式の承認の件

堂田重明教育・情報委員長より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

建築士定期講習の業務委託費の配分については、平成24年度に建築技術教育普及センター(建築教育センター)、日本建築士会連合会及び日事連の三者で3年ごとに見直すことを合意し、平成30年度はその時期に当たる。建築教育センターにおいて、平成29年12月より導入したWeb受付システムの費用を含めて試算したところ、現状より建築教育センターが52円増、単位会・日事連(建築士会含む)が52円減となった。しかし、建築教育センターと交渉の結果、現在の受講者数は下げ止まりの兆候がみられ極端な減少は考えにくいこと、単位会に意欲的に受講者増に努めてもらえるよう、平成30年度以降の業務委託費等を次のとおりとした。

①業務委託費は変更せず据え置く。

②業務委託費の3年ごとの見直しは止め、受講者総数が2万人未満とならない限り、業務委託費の変更はしない。

③3年間継続実施してきた業務委託費の加算精算方式(インセンティブ配賦)は廃止し、受講促進の取り組みを前提として、当該年度の全体の受講申込者総数の増加率(3年前比較)によって業務委託費を加算する方式を新たに導入する。

議長より、平成30年度以降の建築士定期講習の業務委

託費及び加算精算方式について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

6) 既存住宅状況調査に係る単位会への委託費用の見直しの承認の件

居谷専務理事より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

平成29年度の既存住宅状況調査技術者講習について、当初は受講者数を3,000名と見込んで単位会への費用配分を決定したが、3,800名余の受講が見込まれるため、単位会への委託費を受講者1名当たり2,106円増額し、総額800万円余を年度内に単位会宛て精算することとした。平成30・31年度も増額後の委託費とする。なお、平成32年度以降の受講料及び単位会への委託金額については更新講習の内容が未定のため改めて取り決めるものとする。また、受講者が10人未満の会場が発生した単位会には、10人までの受講者数を、見直し後の委託費により補填したい。

議長より、既存住宅状況調査に係る単位会への委託費用の見直しについて諮ったところ、異議なく、これを承認した。

7) 平成30年度共同要望運動の実施の承認の件

植村吉延常任理事より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

平成30年度の共同要望項目は、資料のとおり昨年同様の4項目とするが、平成29年5月の正副会長会及び常任理事会で、もう少し早い時期から単位会が活用できるように要望書を作成するよう意見が出されたため、平成30年度の実施については、①早期(4月から6月)または②例年どおり(7月以降)の2つの時期から単位会が選択して実施できるようにしたい。なお、要望書は、印刷物と電子データ(PDF)を日事連で作成し、単位会の希望に応じて提供する。

議長より、平成30年度共同要望運動の実施について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

(4) 報告事項

1) 告示第15号の改正について

居谷専務理事より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

業務報酬基準改正に向けた事務所の実態調査の実施に当たっては、単位会に489事務所を推薦してもらう等、協力いただいた。調査協力事務所には、国交省より2月26日に協力依頼文書が直接郵送されているが、日事連からも、調査協力事務所宛て、回答に当たり質問等が生じた場合には日事連に質問票を提出するよう文書を発信した。実施要領は資料のとおり、回答期限は4月27日である。

2) 既存住宅状況調査技術者講習について

居谷専務理事より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

平成29年度の既存住宅状況調査技術者講習は、新規講習が43単位会で延べ67回、移行講習が27単位会で32回開催され、受講人数は3月2日時点の概算で3,718名となっている。単位会には、①既存住宅状況調査事務所・技術者の名簿の整備、公開及び斡旋・紹介、②市民等からの相談窓口の設置、③事業等の構築等を依頼している。国交省より、新規講習を毎年実施するよう指導されているため、平成30年度も全国10ブロックで、4月から5月及び9月から11月の2つの期間に開催する。これは、4月に改正宅建業法が施行され関心の高まりが期待できること、適合証明業務の受付・講習等の期間を避け、単位会の負担を軽減するためである。受講者は300名を想定している。

3) 宅建業法改正に伴う建物状況調査業務向け保険の募集開始について

居谷専務理事より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

改正宅建業法が成立し、宅建業者に対しては「媒介契約において建物状況調査を実施する者のあつせんに関する事項を記載した書面の交付」等が義務付けられ、建物状況調査(インスペクション)業務の増大が期待されるが、それに伴い建築士事務所が既存住宅状況調査業務の遂行に起因して賠償

責任を問われるような事態が想定される。日事連では、このようなリスクに備えるため、会員のみ加入可能な「既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度」（日事連・インスペクション賠償責任保険）の募集を開始することとした。保険料は検査1件あたり1,940円、年間最低保険料は1万円。建賠保険既加入者には、本保険の保険料に10%の割引が適用される。

相場博理事より、ホームページで周知すべきであるとの発言がなされた。

4) 発注者支援業務事例集における相談窓口の掲載について

居谷専務理事より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

全国営繕主管課長会議では「発注者支援業務事例集」を作成し、発注者支援に対応する支援窓口の情報提供や発注者支援業務の活用事例を参考情報として収集し掲載している。同事例集の更新に当たり、国交省官庁営繕部より設計三会宛て依頼があり、発注者支援業務の相談先として単位会も掲載すべく、先般単位会へ意向を問い合わせ、回答を取りまとめているところである。

5) 民法改正に対応した四会連合協定建築設計・監理契約約款の見直しについて

居谷専務理事より、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。

再来年4月に改正民法が施行されることにより「瑕疵」等に関する考え方が大きく変わるため、約款改正のためのWGにおいて、現行の四会連合協定建築設計・監理等委託契約約款（一般・小規模）の見直しを行いたい。大森弁護士に監修・リーガルチェックを依頼し、国交省建築指導課等と連携し四会で検討を開始する。3月22日の四会連合協定建築設計・監理等委託契約約款調査研究会運営委員会で改正方針等の了承が得られれば、来年11月までの間にWGで検討を進め、改正民法施行後の再来年5月から講習会等を開催していきたい。

6) 歴史的建造物の活用に向けた条例整備ガイドライン案に

ついて

居谷専務理事より、資料13によって次の趣旨の説明がなされた。

魅力ある観光まちづくりに向けて古民家等の歴史的建築物を活用する際、現行の建築基準への適合が難しい場合があるが、国宝等以外の歴史的建築物を適用除外とするためには、地方公共団体において文化財保護法に基づく条例または独自の条例を定める必要がある。これまでに独自条例を制定したのは11団体に限られており、建築物の歴史的、文化的な価値を維持した上で、どの程度の安全性を確保すべきかの技術的な拠り所がなく、条例の制定が進まない状況にある。そこで、国交省では、昨年2月に国、地方公共団体、建築の専門家からなる「歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する連絡会議」を設置し検討を行い、今般「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」を策定し、今後、シンポジウム等においてガイドラインの周知を図るとのことである。本会からは遠藤副会長が同連絡会議に参加し協力した。

7) 建築基準法の一部を改正する法律案について

居谷専務理事より、資料14によって次の趣旨の説明がなされた。

アスクルの倉庫の火災や糸魚川市大規模火災等、最近の大規模火災をめぐる状況や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備などの社会的要請等に対応して規制を見直した「建築基準法の一部を改正する法律案」が、3月6日に閣議決定された。

小林忠志理事より、政省令はどうなるのかとの質問がなされ、居谷専務理事より、施行日等も確認できていないため、情報が入り次第周知したいとの回答がなされた。

8) 平成30年度の主な会議日程について

事務局より、資料15によって平成30年度の主な会議日程について説明がなされた。

9) 会員・構成員異動報告

事務局より、資料16によって平成28年11月から平成29年2月の各月の会員及び構成員数等の報告がなされた。

<配付資料>

資料1：平成30年度事業計画書（案）

資料2：平成30年度収支予算書（案）

資料3：青年話創会2017和歌山大会報告書

資料4：平成32年度第44回建築士事務所全国大会主管会回答書他

資料5：平成30年度以降の「建築士定期講習」の業務委託費及び加算方式について（案）他

資料6：既存住宅状況調査技術者講習に係る単位会への委託費用の見直しについて他

資料7：平成30年度共同要望運動の実施について

資料8：業務報酬基準の改正に向けた「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要項他

資料9：平成29年度「既存住宅状況調査技術者講習」開催日程一覧他

資料10：宅建業法改正に伴う建物状況調査（インスペクション）業務向け保険

資料11：「発注者支援事例集」への相談窓口掲載確認通知他

資料12：民法改正に対応した四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の見直しについて

資料13：歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン

資料14：国土交通省プレスリリース「建築基準法の一部を改正する法律案」を閣議決定

資料15：平成30年度主な会議日程（案）

資料16：会員・構成員異動報告等

■第7回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成30年5月18日（金）15：00～17：00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 栗原信幸

委 員 佐々木章、坂本忠志、高橋宏、車田聡、
田中之博

担当副会長 佐々木宏幸

事務局 居谷専務理事、前田、伊東、松谷、深澤

欠席者 副委員長 岡村則満

委 員 飯田真寿郎

議 事

（1）第66回定時総会議案について

1）平成29年度事業報告について

事務局より、資料1によって、報告事項1に該当する平成29年度事業報告について、概要説明がなされた。

2）平成29年度公益目的支出計画の実施報告について

事務局より、資料1によって、報告事項2に該当する平成29年度公益目的支出計画の実施報告について、平成29年度末で公益目的財産額が0となった。決算日後3ヶ月以内に内閣府へ報告し、2～3ヶ月程度で完了が認可される見込みであるとの説明がなされた。

3）平成29年度決算について

事務局より、資料1によって、総会の第1号議案に該当する平成29年度一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の決算案について、説明がなされた。

委員より、正味財産は増えているのかとの質問がなされ、事務局より次のとおり回答した。

トータルでは140万円余の減。奇数年度は適合証明技術者講習の受講料収入等が望めない年であり、減少は止むを得ない。ただし、既存住宅状況調査技術者の受講者が想定を上回る等、予算よりは大きくプラスとなった。

4）任期満了に伴う役員改選について

事務局より、資料1によって、総会の第2号議案に該当する任期満了に伴う役員改選について説明がなされた。具体的な役員候補者は、総会時に提案される予定である。

（2）第66回定時総会等のスケジュール及び運営について

事務局より、資料2によって、6月26日に銀座東武ホテルで行われる第66回定時総会及び第129回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び運営について、説明がなされた。

協議の結果、資料2のとおり常任理事会に提案することとした。

(3) 第42回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施要項について

事務局より、資料3によって、第42回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施要項について次の趣旨の説明がなされた。

大会テーマを「未来に繋ぐ」とし、10月5日に帝国ホテルを会場として実施する。大会行事は、大会式典、日事連建築賞作品展示、記念パーティの他、講演又はシンポジウムを開催する予定としており、講演の講師等については、現在調整中である。また同日午前中には、近隣のTKP新橋カンファレンスセンターで、構成員事務所に所属する概ね50歳以下の所員を対象に、青年話創会を企画しているところである。青年話創会のみ参加費は無料とするが、大会参加費は、式典及びパーティ込みで16,000円、青年話創会参加者は原則12,000円とし、総予算額は、1,870万円である。

協議の結果、資料3のとおり常任理事会に提案することとした。

また、青年話創会の企画・運営は、東京会が中心となって首都圏の単位会の協力も得て実施することとし、企画運営部会を設置したところである。また、事務局より当該部会の出席旅費については、予算を勘案して一律3,000円とすることで部会員全員が合意した旨報告がなされ、協議の結果、了承された。

(4) 第44回建築士事務所全国大会（福井大会）の日程及び会場について

事務局より、資料4によって、第44回建築士事務所全国大会（福井大会）の日程及び会場について、次の趣旨の説明がなされた。

平成32年度の第44回建築士事務所全国大会（福井大会）の主管会となる福井会より、開催日を平成32年10月9日（金）、フェニックス・プラザ福井（大会式典等）及びザ・グランユアーズフクイ（記念パーティ）を会場として実

施したい旨の文書が会長宛提出された。

協議の結果、資料4のとおり常任理事会に提案することとした。

(5) 建築士事務所の業務環境改善WGで検討した日事連の委員会構成等組織について

建築士事務所の業務環境改善WGの佐々木主査より、資料5によって、建築士事務所の業務環境改善WGで検討した日事連の委員会構成等組織について次の趣旨の説明がなされた。

建築士事務所の業務環境改善WGでは、「次世代に向けた働き方改革」をテーマに、青年WGとの連携や常置委員会等への検討項目の振り分け等により、成果を成し遂げるためのロードマップ作成が重要であると考え、平成30～31年度活動骨子（案）を基に「次世代問題」を中心に改善策・対応策を協議していく予定である。

また、組織改編（案）については、基本問題検討特別委員会での協議の結果、概ね同意は得られた。法制度対応及び災害対策の両特別委員会を新しく立ち上げる予定である。

協議の結果、資料5のとおり常任理事会に提案することとした。

(6) 景観・まちづくり特別委員会の活動状況について

事務局より、資料6によって、会誌「日事連」にて平成28年4月号から特集として「景観・まちづくり地域探訪」及び単位会・構成員の活動事例等を企画・連載していること、また「景観デザインレビュー」の周知のため、「景観デザインキャラバン」を今後開催する予定である等の報告がなされた。

(7) その他

委員より、今後の全国大会について発言がなされた。

単位会が主管会を引き受けるのに二の足を踏むのは、労力・費用の負担が計り知れないことや単位会の運営状況に格差があるためと思われる。過去の大会の事例を明確にし、長期的な予定を示す、シンプルなイベントによるスリム化した素案を示す等、引き受けてもらえる対策を考えるべきではない

か。

(配布資料)

資料1：第66回定時総会議案書（案）

資料2：第66回定時総会及び第129回建築士事務所全国
会長会議等のスケジュール及び運営について（案）

資料3：第42回建築士事務所全国大会（東京開催）について

資料4：第44回建築士事務所全国大会（福井大会）について

資料5：建築士事務所の業務環境改善WGで検討した日事連の
委員会構成等組織について

資料6：景観・まちづくり特別委員会報告

■第6回教育・情報委員会議事概要

日 時 平成30年4月19日（木）13：30～15：50

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 堂田重明

委 員 田中 幸吉、河野 正博、石村 聖一郎、
尾添 信行、外村 選

会 長 佐野 吉彦

事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、東小川

欠席者 副委員長 鈴木兼次

(配付資料)

資料1-1：法定講習の実施状況等について

資料1-2：平成29年度「管理建築士講習」実施結果

資料1-3：平成29年度「建築士定期講習」実施結果

資料1-4：平成30年度「管理建築士講習」年間計画

資料1-5：平成30年度「建築士定期講習」年間計画

資料2：平成29年度「管理研修会」実施結果

資料3：平成29年度教育・情報に関する事業報告（案）

資料4-1：防火設備定期検査業務基準及び特定建築物定期調査
業務基準に関する講習会について

資料4-2：設計図書の電磁的記録による作成と保存に関する講習
会について

資料4-3：主な他団体による木造関係の講習会リスト

資料5：講習会Web受付システムの導入および参加について

資料6：建築士資格取得制度の緩和（実務経験要件の緩和）につい
て）

議事

1. 法定講習（管理建築士講習、建築士定期講習）について

（1）平成29年度の実施結果等（資料1-1、1-2、1-3）

・管理建築士講習は、917名の受講があり、（公財）建築技術
教育普及センター（以下、普及センター）直轄の講習では
326名の受講があった。センター直轄の講習は、宮城、東京、
広島、福岡の4都県で行われた。

・建築士定期講習は、13,139名の受講があり、建築士会では
18,755名の受講があった。従来のインセンティブの配
賦は今年度で終了し、来年度からは3カ年前の申込者数との増
減率によって委託費が加算される。参考にこれまでの実績を3
カ年前の受講者数と比較して示し、今年度は3カ年前比90%
の受講者数であった。

（2）平成30年度の実施計画等（資料1-1、1-4、1-5）

・管理建築士講習は、開催回数69回、募集定員：1,707名、
普及センター直轄の講習では開催回数：13回、募集定員：
344名の計画がある。センター直轄で行っている宮城県の講
習は、平成30年度はセンターに代わって宮城会が開催する予
定である。

・建築士定期講習は、開催回数132回、
募集定員：12,800名、
建築士会では第3期までの集計で開催回数：105回、募集定員：
9,410名の計画がある。

2. 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会につい
て（資料2）

・42単位会、4,124名の受講があった。会員種別の内訳は
会員が1,255名、会員外が2,869名、資格者の内訳は開
設者が2,605名、管理建築士が3,739名、その他が
113名であった。

〈意見等〉

・会員外が会員の倍以上受講しているが、どのような分析をしたら
良いか。講習会を会員拡大の機会にしてほしい。また、会員の受

講率はどうか。会員にPRをして受講者数を増やしてほしい。→
〔別添資料1〕〔堂田〕

- ・東京会の受講者数が少ないのはなぜか。〔石村〕
- ・東京会は受講者も少なく、受講料も安い。採算は取れているのか。
〔田中〕
- ・愛知会は知事指定を受けているのに開催していないのか。〔居谷〕
- ・全単位会で開催するよう、教育・情報委員会で盛り上げていかなければいけない。〔尾添〕
- ・北海道会と兵庫会は、各地域で開催している。受講者を増やすキャンペーンが必要。〔佐野〕
- ・地域編の内容は、具体的に何を話しているのか。→（当日追加配付資料）〔石村〕

3. 〈協議事項〉平成29年度事業報告について（資料3）

- ・事務局から平成29年度事業報告（案）を説明した。
〈意見等〉
- ・（3）について、次年度の申し送りとして「～検討した。」ではどのように進めていくかわからないので、「具体化に向けて方向付けをした。」ではどうか。また（1）の4行目、「提供しました。」を「提供した。」に修正。〔佐野〕

○上記について修正することで、全委員から平成29年度の事業報告について了承された。

4. 新規講習会について

（1）防火設備定期検査業務基準及び特定建築物定期調査業務基準に関する講習会について（資料4-1）

- ・（一財）日本建築防災協会（以下、建防協）から標記講習会について協力開催の依頼があった。これを受け、単位会に開催案内と開催についての回答票を発信したい。

〈意見等〉

- ・日事連が主体となって受講修了証がないと検査できないということにはできないか。〔尾添〕

→建築士であれば検査はできる。その他の者の資格については、建防協が扱っているため、資格としては取り扱えない。〔居谷〕

- ・開催案内の前書き文の押しが弱いのではないかと。日事連として「建築士事務所のビジネスチャンスとして、勉強しておく」とい

会員ひとりひとりの実務に役立つ講習」という方向が良いのではないかと。〔佐野〕

- ・九州では、こういった講習会は福岡でしか開催していないため、各都道府県で開催することは地方に非常に有意義である。特に見積り積算がわからないので、講習してもらえるとありがたい。

〔外村〕

- ・講習を実施するか否かは聞くまでもなく行うべきである。〔堂田〕
 - ・回答票について、実施する、しないの2択ではなく「実施の方向で考えたい」というような選択肢を設けて3択にする。〔佐野〕
- 前書き文を見直し、「実施する方向で検討する」という選択肢を回答票に追加することとした。

（2）設計図書の電磁的記録による作成と保存に関する講習会について（資料4-2）

- ・（公財）日本文書情報マネジメント協会（以下、JIIMA）から、前回の委員会で報告した講習会の実施とは別に、設計図書の電磁的記録の保存サービスの実証実験を行うことになり、その実験に協力してもらえる事務所の推薦依頼があった。

〈意見等〉

- ・ブロックに持ち帰ると時間がかかるので、この委員会の委員の事務所が協力するのはどうか。もしくは、委員の所属する単位会から選出してもらうのはどうか。〔佐野〕

- ・ブロックで希望者を募って、推薦がなければ単位会内で選出するのはどうか。〔外村〕

○ブロックで希望者を募り、推薦がなければ単位会内で選出する。委員長と副委員長は協力する、もしくは単位会内で選出することとした。

（3）木造に関する講習会について（資料4-3）

- ・木材の利用に関する各団体の講習会について、事務局でまとめたものを説明した。

〈意見等〉

- ・木材の利用に関する講習会は、すでに相当数あるようである。日事連として新しい講習会を企画するよりも、他団体との協力開催などの方向を図るべきではないかと。こういった講習会があることを踏まえ、次年度は他団体との連携を検討・協議したい。〔堂田〕

・他団体の講習会も、会員事務所にお知らせすればよいのではない。
見学会はどうか。〔佐野〕

・富山県では魚津市で木造3階建ての統合小学校の建設が始まった。建て方を見学できる可能性があるので、見学会を企画してほしい。〔堂田〕

○見学会については、（一社）日本CLT協会に確認することとした。

5. 講習会Web受付システムについて（資料5）

・標記システムの導入・参加について、単位会に概要、スケジュールと回答票、申込書を発信したい。

〈意見等〉

・締め切り日が統一されていないので、同じ期限にした方がよい。
〔佐野〕

○回答期限を5月28日に統一し、単位会へ送付することとした。

6. その他

建築士資格取得制度の緩和（実務経験要件の緩和）について（資料6）

・改正内容案から考えて内閣提出は難しく、議員提案のかたちをとることを考えている。設計三会で要望書を作成して設計議連に提出し、検討を始める予定であることを事務局から報告した。

■第7回業務・技術委員会議事概要

日 時 平成30年4月18日（水）14：30～17：00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 伊藤光洋

副委員長 栗田政明

委 員 高橋清秋、小河節郎、藤井 均、松村和夫
上柿重信、野原 勉

担当副会長 遠藤正幸

特別出席 繁戸和幸

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、野出、青柳

（配付資料）

第6回業務・技術委員会議事概要

資料1：平成29年度 業務・技術に関する事業報告（案）

資料2：業務報酬基準改正に向けた実態調査の開始について

資料3：既存住宅状況調査に係る単位会への委託費用の見直しについて

資料4：日事連・インスペクション賠償責任保険の募集開始について

資料5：民法改正に対応した四会連合協定建築設計・監理等委託契約約款の見直しについて

資料6：建築基準法の一部を改正する法律案について

資料7：BIMライブラリーコンソーシアム在り方部会

資料8：設計図書の電磁的記録の保存サービス実証実験（企画提案書）

資料9：4号建築物の法規制の是正を求める意見書について

資料10：一級建築士の懲戒処分について

資料11：建築の低炭素化・省エネルギー化対応ワーキンググループ活動報告

資料12：建築士資格制度の緩和（実務経験要件の緩和）について（委員限り）

議 事

1. 平成29年度の業務・技術に係る事業報告について

○資料1により、平成29年度の事業報告（案）について、事務局より説明がなされた。協議の結果、資料1の通り了承された。

2. 告示第15号の改正検討について

○資料2により、告示第15号の改正に向けた「設計業務及び工事監理業務に係る実態調査」が開始された旨、事務局より報告された。実態調査に関する質問については、日事連にて質問内容を取りまとめて国交省に提出することになっており、回答がWebページにおいて公開されている。実態調査の回答は4月27日までであり、その後国交省でアンケートの集計を行う予定である。

3. 既存住宅状況調査に係る単位会への委託費用の見直しについて

○資料3により、既存住宅状況調査技術者講習の単位会への委託費用の見直しについて、事務局より説明された。平成29年度の受講者数を3,000名程度と見込んで、単位会と日事連

の費用配分を決定していたが、3,700名超の受講者数があったことから、単位会への費用配分の見直しを行った旨、説明された。その他、平成30年4、5月の講習会の開催状況及び相談窓口の設置状況についての報告がなされた。

4. 宅建業法改正に伴う建物状況調査業務向け保険の募集開始について

○資料4により、建物状況調査業務の遂行や調査の見落とし等によって発生した損害について保障する日事連・インスペクション賠償責任保険の募集が開始された旨、事務局より報告された。パンフレット等を(有)日事連差サービスのHPに公開しており、日事連ホームページ、会誌等でも広報していくことなどが説明された。

5. 民法改正に対応した四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の見直しについて

○資料5により、2020年4月に改正民法が施行されることにより、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の見直しを行うこととなった旨、事務局より説明された。約款改正のためのWGにおいて検討を行い、約款が改正された後に約款の解説書の改訂も行い、解説書をテキストとした講習会を開催する予定であることなどが説明された。

6. 建築基準法の一部を改正する法律案について

○昨今の大規模火災や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備の推進などの社会的要請等に対応するため「建築基準法の一部を改正する法律案」が平成30年3月6日に閣議決定された旨、資料6により事務局より説明された。建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備の推進等が予定されている。

7. BIMライブラリーコンソーシアムでの検討状況について

○資料7により、BIMライブラリーコンソーシアムの在り方部会での検討状況について、在り方部会委員の繁戸氏より報告された。オブジェクト標準(建築系標準仕様、設備系標準仕様)の確立を目指して検討を行っており、2017年度はマーケットリサーチ、ヒアリング、コスト試算や運用体制、ビジネスモ

デルの検討を行った。今後、関連する業界団体、ソフトウェアベンダー等への働きかけを行うと共に、運用体制構築、事業候補者への働きかけを行う予定である。

○以下のような質疑が行われた。

・今後、どこかのメーカーが主流となって統一化されるのか。

→いろいろなメーカー、ベンダーがあるが共通のフォーマットを決めようということである。世界的には標準仕様を整備する流れであるが日本では標準仕様は海外ほど確立されていない。目標としては、コアな部分は共通化しようということである。

・新しい製品が常に出ているが、新製品を出しているメーカーとのリンクは考えられているのか。

→メーカーでは共通フォーマットをもって各自でつくってもらうが、新製品もそこに登録することで自分たちの商品を使ってもらうことになる。

・廃番となっても存続できるのか。

→メンテナンスの問題となると思われるが、メーカーが存続していれば更新はあるのではないかと。ライブラリーという基盤を使ってもらうための約束として規約を設けることなどが考えられる。

・外国の商品をパーツで取り出すことは可能か。

→フォーマット自体は共通化しようとしているので外国の商品であっても必要な情報は得られる。同様に日本の製品を海外へもっていても維持・管理等で使えると思われる。

・ライブラリーの費用は、利用者負担となるのか、メーカー負担となるのか。

→費用負担については、今後マーケットリサーチをした上で、決定することとなる。

・日本で唯一のものとなるのか。

→メンバーリストをみるとかなりメーカー、施工者、コンサル、団体が参加している。同じようなライブラリーが複数できることはないと思われる。メーカーが独自のものをつくる可能性はあるが、官庁案件などではライブラリーを使用するのではないかと。

- ・今後の設計事務所にとってBIMは必須のものか。イギリスが宗主国だった国は宗主国のスタンダードに従う。海外で仕事をするときには従わざるをえない。
- ・BIMライブラリーを構築するにあたって、利用者が準備しておくことはあるのか。
→課金体系が見えていないので何ともいえないが、使うこと自体は基盤にのればある一定水準まではできる。
- ・ソフトがいろいろある。どこかのソフトが強くなってしまうことは考えられるか。
→EUでもソフトが一つに統一されていることはない。競争になる。ソフトが違ってもデータの統合ができるような仕組みをイギリスではつくっている。ソフトを使ってどう設計プロセスをまわしていくかに注力した方がいい。今のところは一番ふさわしいと思われるものを使った方がいい。

8. 設計図書の電磁的記録の保存サービス実証実験について

○平成29年12月18日に「建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と長期保存のガイドライン」が発行され、今後、設計図書の電子化保存を推進するための運用基盤の必要性とその検証を行うための実証実験を（公社）日本文書情報マネジメント協会で行う予定である旨、資料8により事務局より説明された。実証実験は、8社程度を対象とし、平成30年6月～12月の7か月間を予定している。次のような意見交換を行った。

- ・設計図書の保存が15年であるがどのような形で保存するのか。団体として考えていく責務がある。このような形で外部の力を借りて手続きを行ってもらえれば他の業務に注力できる。
- ・教育・情報委員会で講習を考えていた。このような付帯的な事業についても検討していきたい。
- ・このような認証サービスは個々の事務所単位ではなくある程度まとまったほうがいいのか。単位会でまとまってもいいかもしれない。
- ・データの保管を外部に委ねることでメリットはあるのか。事務所が廃業して閉鎖になった場合など費用負担をどこがすべきか、などの問題がある。

- ・色々問題はあるかもしれないが、前向きに検討すべきである。

9. 4号建築物についての日弁連からの国交省への意見提出について

○資料9により、日本弁護士連合会（日弁連）より国土交通省宛に「4号建築物に対する法規制の是正を求める意見書」が提出された旨、事務局より報告された。平成29年度末に日弁連より単位会宛てに4号特例についてのアンケートが行われ、アンケートに回答した単位会宛てに資料9の文書が発信された。意見書では、4号建築物についても、それ以外の建築物と同様に、常に構造計算を行うことを法的に義務付けるべき等の意見が述べられている。4号建築物については確認審査等は免除されているが、建築士としては構造安全性は確認すべきである等の意見が出された。

10. 一級建築士の懲戒処分について

○資料10により平成29年12月、30年4月に公表された一級建築士の懲戒処分について事務局より報告された。壁量不足による設計を行ったこと、木造の継手及び仕口の構造方法を定める告示に適合しない設計を行ったことが主な処分理由であった。基本問題検討特別委員会で会員事務所に対し注意喚起をした方がよいのではなかいかとの意見があった旨、説明された。

11. 建築の低炭素化・省エネルギー化対応ワーキンググループ活動報告について

○建築の低炭素化・省エネルギー化対応WGでは、日事連の会誌1月号より「住宅・省エネレポート」の連載を掲載した旨、資料11により事務局より報告された。4月号では、会員事務所に対して行ったアンケート結果を掲載した。

12. 建築士資格制度の緩和（実務経験要件の緩和）について

○資料12により、建築士資格取得にあたって実務経験要件の緩和について設計三会で要望書を作成して設計議連に提出する予定であることが、事務局より説明された。受験に当たっての実務経験要件を緩和することで建築士資格が取得しやすくなることを目指すものである。

日進月歩の建築業界において定期講習は重要である、同じ建築士でありながら講習会を受講しない建築士が存在することは資

質向上の上でも問題であるとの意見が出され、事務所協会としての課題として検討していくこととした。

■第26回構造技術専門委員会議事概要

日 時 平成30年4月20日（金）14:00～16:15

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 西 邦弘

副委員長 鈴木正英

委 員 徳竹忠義、仲山雅一、臼井勝之、山浦晋弘

事務局 千浜、青柳、吉田

欠席者 委 員 森田高市

（配付資料）

第25回 構造技術専門委員会議事概要

資料1-1～4 木造住宅等に用いる耐力壁の使用の追加について

資料1-5～7 構造計算に用いるCLTの基準強度の拡充（層構成の追加）について

資料2-1～4 建築技術記事（山浦委員提出）

追加資料 4号建築物の法規制の是正を求める意見書について

議 事

議題1. 構造技術に関する諸状況について

【木造住宅等に用いる耐力壁の仕様の追加について】

○資料1-1～資料1-4により、徳竹委員より、建築基準法施行令第46条第4項表1（1）項から（7）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の改正が、平成30年3月26日に公布・施行された旨、説明された。主な内容は以下の通り。

- ・木造住宅等において使用される耐力壁について、JASで新たに規格が位置付けられた構造用MDF、構造用PBや、従来の耐力壁に比べ高い耐力を有する耐力壁の仕様について新たに告示に規定された。
- ・木造軸組構法における耐力壁の仕様として、新たな材料の追加、構造用合板等を用いた高倍率の耐力壁の仕様の明確化、第1第3

号に定める軸組の仕様の明確化がなされた。

- ・木造軸組構法における耐力壁の仕様の追加等と同様に、枠組壁工法における耐力壁のたて枠相互の間隔が50cm 以下の場合に限り、構造用パーティクルボード及び構造用MDFを新たに追加するとともに、構造用パーティクルボード、構造用MDF、構造用合板等及び構造用パネルについては、高い倍率となる仕様を追加した。

○資料1-5～資料1-7により、徳竹委員より、構造計算に用いるCLTの基準強度の拡充（層構成の追加）について説明がなされた。これまで、床版や屋根版など長期荷重の検討におけるCLTの「曲げ」や「せん断」に対する構造計算においては、積層方向かつ強軸方向では5層5プライ・5層7プライ、積層方向かつ弱軸方向では3層3プライ・3層4プライ、7層7プライの層構成しか基準強度が与えられておらず、他の層構成は使用することができなかったが、改正後は、積層方向かつ強軸方向では3層3プライ・3層4プライ、積層方向かつ弱軸方向では5層5プライ・5層7プライの層構成に対しても基準強度が位置づけられ、使用可能となった。

○以下のような質疑応答がなされた。

- ・壁倍率や接合金物の倍率が上がると、計算上では問題ないが床倍率が不足していることがある。床倍率の告示改正はないのか。
→床倍率に関しては、基準法ではなく品確法の話になるため、告示改正とは別話となる。
- 熊本地震等を踏まえ、仕様規定の前提となる条件や構造計画上留意すべき点等について昨年検討を行った。告示には記載されていない細かな点をまとめ、木造の耐震性能の向上に関する講習会を補助事業として行う予定である。
- ・10年程前に住木センターが、工務店等を対象にN値計算法や偏心率等の講習会を無料でを行い、非常にわかりやすかった。
→今回の補助事業では住木センターが採択された。住木センターのテキストも一新される見込みであり、そのテキスト＋参考資料を講習会テキストとする予定である。
- ・熊本地震後、直下率が注目されたが、その講習会では、直下率の話も含まれているのか。
→国総研等でシミュレーション等も行っているが、基本的には直

下率と倒壊の間には相関関係はないということであった。壁の直下に壁があっても倒壊していた例もある。ただし、壁の直下に壁があることは構造計画上当然のことであるので、設計者が考慮すべきことであることを講習会等で注意喚起していく予定である。

議題2. 構造技術についての基本知識の情報提供について

○資料2-1～資料2-4により、臼井委員より、東京会の木造耐震委員会にて作成した構造技術についての基本知識の情報提供として、会誌に掲載する事例（案）について説明がなされた。計算にはホームズ君「構造EX」を使用し、四分割法と偏心率の比較、準耐力壁の評価、床倍率についてそれぞれのモデル事例において検証を行った。

○意見交換を行い、以下のような意見が出された。

- ・資料2-2の4分割法の検証モデルにおいて、床面剛性が繋がっていない箇所や下階壁抜けがあり、基本のモデルとしては難しすぎるのではないかな。
- ・ポイントが2つあり、1つは4分割法と偏心率の比較、もう1つがこのようなモデルはだめということであるが2つの要素がごっちゃになってしまうと構造に不案内の人は混乱してしまうということはある。
→今回作成したモデルは案なので、今後シンプルなモデルに変更する予定である。
- ・準耐力壁を知らない人が多いので、軸組についても触れた方がよいのではないかな。
→東京会のQ&Aではそのようなことも載せる予定としており、それも含めたモデルプランを検討中である。
- ・4分割法については、4分1の外側となる場合、内側となる場合にはどうするのかという質問がよくある。
→4分割法には適用範囲はないのか。
→適用範囲はない。4分割法でないとできないということで4分割法にしている。
- ・前回提出した4分割法はOKであるが偏心率でNGであった事例であればシンプル。このくらいのシンプルさで2階を乗せてバルコニーをつくるようなプランであれば考えればできるかな。

- ・この事例は筋交いのみで面材は入れてないのか。
→面材は用いず、筋交いのみで設計した特殊例。今後見直す。
 - ・ソフトによる結果の違いはあるのか。
→それほど変わらないと思われる。手計算で確認できるレベルである。
 - ・資料2-2では事例によりモデルが変わっているが同じモデルにすることはできないかな。同じモデルであればわかりやすい。
→同じモデルにすることはできる。
 - ・検証に使うモデルの意匠図を冒頭に入れた方がよい。
- 協議の結果、実際の4号建築物に近いモデルに修正し、各検証についても統一モデルにすることとした。会誌への掲載については1回につき3ページ程度を目安とし、3回くらいを目処に掲載することとした。

議題3. その他

- 西委員長より、追加資料により、日本弁護士連合会（日弁連）より国土交通省宛に「4号建築物に対する法規制の是正を求める意見書」が提出されたことについて報告された。平成29年度末に日弁連より単位会宛てに4号特例についてのアンケートが行われ、アンケートに回答した単位会宛てに国交省へ意見書を出した旨の文書が発信された。意見書の主な内容は以下の通り。
- ・4号建築物についても、それ以外の建築物と同様に、常に構造計算を行うことを法的に義務付けるべき。
 - ・または、4号建築物に適用される仕様規定の定める技術的基準を改め、構造計算を行った場合と同等以上の構造安全性を確保できるようにするべきである。
 - ・建築基準法6条1項4号所定の建築物についても、建築確認及び、中間検査・完了検査において、構造安全性の審査及び検査を行い、確認申請時に構造活計の設計図書の添付を義務付けるべきである。
- 意見交換を行い、次のような意見が出された。
- ・国交省としては、審査機関や設計者の負担を考慮すると、慎重に検討する必要があると考えている。
 - ・大阪では、4号建築物においても検査時に壁量計算表及び金

物図面を提出するよう指示する確認検査機関が多いので、すでに4号特例が廃止されているような状況である。

◇次回委員会

平成30年8月7日（火）14:00～16:30

日事連会議室（予定）

■第43回建賠保険等調査専門委員会議事概要

日 時 平成30年5月10日（木） 14:00～16:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 栗原信幸

副委員長 栗田政明

委 員 古谷雄一

オブザーバー 小川圭一、中川孝昭、辻哲郎（日事連サービス）、野口紘一、中嶋直樹、長谷尚人（東京海上日動）

事務局 前田、千浜、青柳、吉田

欠席者 委員 加藤義道、鳴海義一

（配付資料）

第42回建賠保険等調査専門委員会議事概要

- ・資料1-1 建賠保険の加入状況について
- ・資料1-2 建賠保険の支払い状況について
- ・資料2 既存住宅状況調査に関する保険の募集開始について
- ・資料3 JIA建築家賠償責任保険（ケンバイ）オプションのご案内

<議 事>

議題1. 建賠保険の加入・支払い等の状況について（資料1-1、1-2）

（1）建賠保険の加入の状況について

○日事連サービス辻相談役より、資料1-1により、平成30年2月～4月の建賠保険の加入状況について報告がなされた。平成30年4月末で会員4,256事務所、非会員2,972事務所の加入数であり、会員事務所の加入率が29%となった。この加入数に対する保険料は会員4億4,000万円であり、昨

年より2,300万円増であった。

（2）建賠保険の支払い状況について

○東京海上日動・野口氏により平成28年8、9月の支払い事例4件について資料1-2により報告された。主な概要は以下の通り。

- ・NO.1173・・・網入り窓ガラスに熱割れが発生（建築物の滅失・破損）
- ・NO.1165・・・積雪によりルーフデッキの変形・座屈が発生（建築物の滅失・破損）
- ・NO.1175・・・マンションの共用廊下のLED照明を防水型にしなかったことによる点灯不良事故（建築物の滅失・破損）
- ・NO.924・・・公衆浴場の浴槽の強度不足により漏水が発生（建築物の滅失・破損）

○支払状況について次のような質疑がなされた。

【NO.1173】

- ・窓側に収納棚を設置したことで熱割れが起きたのであれば、施主側の責任ではないのか。
- 窓側に家具を設置した設計図を作成しており、設計者側の責任となった。
- ・被保険者の事務所の売上が2億円あるのに対し、今回の支払保険金35万円であるので、今後の保険料の割増を考慮すると回収できないのではないのか。
- 東京海上日動の査定部門において、売上と保険金を比較して回収できそうにない場合は、アナウンスはしている。
- 保険金のみ受け取って、翌年以降に保険料が上がったのを見て、建賠保険から脱退されることも有り得る。説明はしてほしい。

【NO.1175】

- ・設備会社とは、設備設計事務所のことか。
- 設備設計ではない。LED照明への変更は改修工事終了後に追加で出た依頼であり、設計者は急遽、設備会社に電話で品番を指定してもらった。その意見がそのまま図面に起こされ、承認されてしまった。

【NO. 924】

- ・休業損害は支払対象になるのか。

→休業が事故によるものであると証明できれば、補償対象となる。ただし、休業損害単独では補償対象とはならない。

【その他】

- ・委員会で報告している事例が古いので、直近3カ月の事例にするなど、見直しを行ってほしい。また、保険金の年間合計や、支払事例の補償内容の割合なども委員会で報告してほしい。

→東京海上日動と日事連サービスで検討する。

議題2. 既存住宅状況調査に関する保険の募集開始について（資料2）

○資料2により、既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険の加入状況等について、日事連サービス辻相談役より報告された。主な内容は以下のとおり。

- ・4月より募集を開始し、5月1日が加入日の事務所で9件、6月1日が加入日の事務所で1件の申込みがあり、合計10件となっている。なお、本日新たに2件の加入が決定した。
- ・ほとんどが最低保険料の10,000円での加入である。
- ・非会員事務所からの電話での問い合わせが多いが、会員事務所が対象であるので、加入せずに終わるケースが多々ある。
- ・A4両面一枚の募集チラシを作成し、4月23日に単位会宛てに発送した。
- ・冊子のパンフレットは、4月23日頃に製本版ができる予定である。
- ・5月に既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険の説明会を長野会4会場、埼玉会1会場で行った。長野市の講習では20名程が出席した。

○意見交換を行い、以下のような意見が出された。

- ・検査実施件数のカウント方法について、集合住宅の場合は契約件数で数えるのか、一戸ごとに数えるのか。特に二世帯住宅の判断が難しい。

→確認し報告する。

- ・年度の途中入会の場合も最低保険料は、1万円なのか。

→運用コスト等を考慮し、途中入会でも最低1万円となった。

- ・事務所登録している協同組合は、加入できるのか。構成事務所ごとに加入する必要があるのか。

→協同組合自体が事務所協会の会員になっていれば加入可能である。

→その場合、記名被保険者の役員・使用人が対象になっているので、協同組合を構成している建築士事務所の社員も対象となるのか。

→対象にはならない。パンフレットの書き方がおかしいので、今後、修正を検討する。

→建賠と同様に、「事務所協会の会員事務所」のみでよいのではないか。

議題3. J I A建築家賠償責任保険の構造基準未達オプションプランの拡充について（資料3）

○資料3により、J I A建築家賠償責任保険について、構造基準未達オプションにおいて、平成30年4月から自己負担額100万円、保険金額5,000万円のプランが追加された旨、事務局より報告された。このオプションプランをつけてシミュレーションを行うと、基本保険料は日事連の方が低いが、構造基準未達オプションの保険料がJ I Aの方が低いいため、合計金額が同等となる。日事連と建築士会は保険料が安いという点がメリットであったため、何か対策が必要なのではないか。

○協議を行い、以下のような意見が出された。

- ・日事連の保険は、構造基準未達の実績がないため、むやみに保険料を下げることはリスクがある。実績を積んでから、検討するべきである。
- ・保険プランを、総合設計事務所、意匠設計事務所、構造設計事務所向けに分けることはできないか。

→元請け事務所の能力によって、協力会社の業務負担が異なるので、細分化することは難しい。

- ・構造基準未達の保険料を下げるより、消防設備、エレベータ、エスカレータを設備機能不発揮の補償対象に含めることを検討してはどうか。

- ・制度ができて終わりではなく、随時、他の保険の状況と比較し、

サービスの向上を検討してほしい。

■第6回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成30年4月25日(水) 14:00～16:10

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 植村吉延

副委員長 相場博

委 員 藤原昇悟、海宝弘和、矢尾憲一、西山勝敏、
丸川眞太郎

担当副会長 富岡學

事務局 前田、鈴木、三浦、安藤

欠席者 委 員 内田要

<配付資料>

資料1-1:平成29年度共同要望運動活動報告一覧

資料1-2:平成30年度共同要望運動の実施について

資料2-1:平成29年度建築士事務所キャンペーン事業結果一
覧

資料2-2:平成30年度建築士事務所キャンペーン事業実施要
項等

資料3-1:改正建築士法の周知ポスターの再作成について

資料3-2:改正建築士法の周知活動および事例収集結果一覧

資料4 :平成29年度事業報告(案)

資料5-1:平成30・29年度台割表

資料5-2:会誌「日事連」寄稿のお願い

資料6 :会誌「日事連」の発行方法等について

議 事

1. 共同要望運動について

事務局から平成29年度共同要望運動の活動報告および平成30年度共同要望運動の実施について次の趣旨の説明がなされ、確認した。(資料1-1、資料1-2)

平成29年度共同要望運動についてアンケートを実施したところ、34単位会から実施の回答があった。日事連会長の変更があったため、共同要望運動を実施すると回答があった単位会へ必要部数をアンケートで確認し、単位会へ再度発送した。実施結果については現在とりまとめを行っている。

平成30年度共同要望運動の実施について、前回の広報・渉外委員会にて要望書は平成29年度と同様の内容とすることを取り決めた。スケジュールは、早期(4～6月)と通常期(7月以降)の2時期から単位会が選択し実施する。要望書の必要部数および実施時期等についてアンケートを実施したところ、40単位会から実施するとの回答があり、そのうち2単位会より早期実施の回答があった。早期実施の単位会(PDFデータ希望)には、すでにデータにて納品済みである。要望書の印刷部数は昨年度と同程度を予定しており、7月上旬に単位会へ送付予定。

2. 建築士事務所キャンペーン事業について

事務局から平成29年度建築士事務所キャンペーンの実施報告および平成30年度建築士事務所キャンペーンの実施要項等について次の趣旨の説明がなされ確認した。(資料2-1、資料2-2)

平成29年度は43単位会で実施した。他団体との共催やイベントへ出展することで、集客に繋げるなど各単位会で工夫し実施している。

平成30年度も昨年と同様の内容で実施する。改正建築士法の周知ポスターを新たに作成し希望する単位会へ送付しているため、キャンペーン事業で活用してもらう。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

3. 改正建築士法の周知について

事務局から改正建築士法の周知ポスターの作成および周知活動の実施結果について次の趣旨の報告がなされ、確認した。

(資料3-1、資料3-2)

ポスターは従来のものから配色を変更、QRコードを新たに追加(日事連HPの改正建築士法周知サイトへ)し作成した。単位会に必要な部数についてアンケートを実施し、42単位会へ発送した。

改正建築士法の周知活動は15単位会から報告書の提出があり、そのうち13単位会に活動経費として上限10万円を助成した。なお、平成30年度においても建築士事務所キャンペーンなどで改正建築士法の周知活動を行うが、3月の理事会で平

成30年度の助成金については、予算措置しないことを決定している。

4. 平成29年度事業報告について

事務局から平成29年度事業報告について説明がなされ、協議した。（資料4）

<意見等>

- ・改正建築士法の周知活動および建築士事務所キャンペーン事業においては、助成した単位会数を具体的に明記したほうが良いのではないか。
- ・全国集計したデータに関しては、参考のために単位会へ情報提供して欲しい。

協議の結果、原案に助成した単位会数を追記することとした。全国集計したデータは、5月中旬頃を目途にとりまとめを行い、情報提供として全単位会へメールにて送付するとともに、委員に単位会へ送付した旨をメールにて連絡し、各ブロック内で必要に応じて周知、説明してもらうこととした。

5. 会誌編集専門委員会報告

会誌編集専門委員でもある丸川委員から、特集企画等について次の趣旨の説明がなされた。（資料5-1、資料5-2）

4月号「ライフスタイルと建築」では、女性建築士にスポットを当てた特集を企画した。特集の最後に全国の建築士事務所協会における女性会員数を掲載しているが、女性会員を増やす方法を今後検討していく必要がある。

協議の結果、連載「景観・まちづくり地域探訪」「建築士の休日」「美術館・博物館巡り」について、各委員から所属単位会やブロック等で寄稿を促してもらうこととした。

6. 会誌「日事連」の発行方法等について

事務局から会誌「日事連」の発行方法等について説明がなされ、確認した。（資料6）

本年3月に九州・沖縄ブロック協議会より、会誌の送料が負担となっているため、電子媒体を活用するなど配布方法を検討して欲しいとの要望があった。4月12日に日事連会長名で、引き続き印刷物にて配布する方針であるが、今後、広報・渉外委員会にて検討していく旨の回答がなされた。

委員より「会誌は当然印刷物で発行すべきである」「単位会

で発行している会誌や案内など他の書類も同封できるため、印刷物のほうが便利ではないか」との意見が出され、今後も印刷物での配布を基本とすることが確認された。

7. その他

<意見等>

- ・Web会議の際に事務局の音声聞き取りにくいので、運営方法など今後検討してもらいたい。
- ・最低制限価格を設定していない市町村もまだ多いため、最低制限価格の設定について今後更に要望していく必要がある。
- ・後継者を育成するための方策について、今後日事連で検討して欲しい。
- ・事務所協会の組織を維持していくためにも、会員増強について日事連として検討していく必要があるのではないか。

■第6回指導運営委員会議事概要

日 時 平成30年4月26日（木）14:00～16:00

場 所 WEB会議

出席者 委員長 新沼義雄

委員 加藤彰、初鹿和久、滝井利彰、若林亮、
佐々木世希、河村晃文

担当副会長 岩本茂美

事務局 前田、千浜、野出、吉田

欠席者 副委員長 小林忠志

（配付資料）

資料1 平成29年度 指導運営に関する事業報告（案）

資料2 平成29年度下半期 苦情の解決業務実施報告書
（個別レポート）

参考1 「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修
会 実施状況一覧

参考2 平成29年度 苦情解決業務事例紹介（会誌連載記
事）

（議事内容）

議事1. 平成29年度 指導運営に関する事業報告について

平成29年度の指導運営に関する事業報告（案）について、資料1に基づき事務局より説明がなされた。平成29年度は苦情相談申込書受付件数が43件と、これまでで最も少ない件数となった。内容を各委員において確認し、これを了承した。

議事2. 平成29年度下半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

平成29年度下半期の苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について、資料2に基づき事務局より説明がなされた。今回は4単位会より4事例が提出された。東京会より提出された事例については、事例集には掲載しない旨の連絡があったことから掲載しないこととした。各事例の確認・修正を行う担当者は以下のとおりとした。

〔事例〕 〔担当委員〕

神奈川会 ・ ・ ・ 加藤委員

福井会 ・ ・ ・ ・ 初鹿委員

広島会 ・ ・ ・ ・ 滝井委員

事例ごとに内容を確認し、主に以下の事項について確認・修正を行うこととした。

（神奈川会の事例）

- ・ 苦情対象者は監理者ではなく設計監理者ではないか。
- ・ 種別は「増改築」ではなく「新築・増改築以外」ではないか。
- ・ 西暦と和暦が混在しているので、和暦で統一する。
- ・ 再発防止の考察において、「四会連合協定の契約書等を使用し、どこまで監理業務を行うのか書面化すべき」という内容を追記する。

（福井会の事例）

- ・ 苦情対象の建築士事務所への質問内容は記述されているが、事務所から回答された具体的な内容が記述されていないため、確認する。
- ・ 再発防止の考察において、概算工事費算出の精度を上げる必要がある旨を追記する。

（広島会の事例）

- ・ 提出された書式が古いものであるため、現在の書式で出し

直していただく。

- ・ 固有名詞が散見されるため、伏せるよう修正する。

会誌へ掲載する事例としては、3事例とも参考になると判断し会誌の掲載候補とすることとした。

議事3. その他

苦情の事例をホームページで検索・閲覧できるシステムを、会員へ提供してはどうかという意見が出された。そのためには会員限定のログインページを作成する必要がある、これまでに広報・渉外委員会等でも検討がなされたことがあるが、会員にID・パスワードを持たせることの難しさ等により、今のところ実現には至っていない。苦情の事例を検索できれば、会員サービスになるということで、引き続き検討することとした。

■第27回基本問題検討特別委員会議事概要

日 時 平成30年4月5日（木）10:00～12:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 佐野吉彦

副委員長 佐々木宏幸

委 員 遠藤正幸、伊藤光洋、八島英孝、宮原浩輔、
児玉耕二、居谷敏弥

事務局 前田、千浜、吉田

欠席者 委 員 鈴木勇人

（配付資料）

第26回基本問題検討特別委員会議事概要

資料1 建築士資格取得制度の緩和（実務経験要件の緩和）
について

資料2 今後の業務環境改善WGの活動について

資料3 技術提案における視覚的表現の取扱いについて

資料4 建築設計業務等に関する入札・契約の実施状況

資料5 建築基準法の一部を改正する法律案について

資料6 一級建築士の懲戒処分について

〔議 事〕

1. 建築士受験資格の見直しについて

○居谷委員より資料1により建築士資格取得制度の緩和について、

設計三会による要望という形で設計議連に要望していくこととなった旨、説明された。おもな内容は以下のとおり。

- ・設計者の高齢化、若年層の減少、建築士試験の受験者の減少、他産業・他資格への流出などがあり、若手建築士の確保、育成が求められている。
- ・現行の建築士試験では、受験資格として実務経験を必要としているが、大学等を卒業後に建築士事務所等に勤務しながら建築士試験を受講することは困難である。
- ・現行の受験資格を改め、建築士試験に合格後に実務経験を積むことで建築士への登録ができるようにするというのが趣旨である。
- ・その他追加するべき要望を三会で調整中である。

○次のような意見交換を行った。

- ・専門学校などから何か意見がでるかもしれない。
- ・試験に合格した実績をもって就職できるメリットがある。
- ・施工管理技士はもうそうになっている。受験資格を緩和しないと施工管理技士に流れてしまう。
- ・学会からは大学が予備校化してしまうという意見がある。
- ・緩和の案には賛成であるが、事務所では採用時に試験に合格しているか、実務経験があるかどうかを確認しないといけなくなるか。
- ・資格は取りやすくなるのではないか。

2. 今後の業務改善WGの活動について

○資料2により佐々木副委員長より建築士事務所の業務改善WGでの今後の活動内容について報告された。この中で同WGではテーマが大きすぎて検討しきれない、業務報酬の引き上げ、教育環境の整備、関連法規の整備などについては委員会を新たに設けて検討していきたい旨、説明された。新たに設けることを検討している委員会としては、法制度対応特別委員会、災害対策特別委員会、BIMの普及のためのWGなどである。

○次のような意見交換を行った。

- ・建築士事務所の業務改善WGを今後どのように運営していくかということは日事連の組織の問題となる。
- ・基本問題検討特別委員会というのがこの委員会であるが、基本問題という言葉が曖昧な感じがある。
- ・特別委員会と常置委員会の関係はどうなるのか。

・常置委員会は常任理事が委員長になり2年ごとに変わる。特別委員会であれば継続性がある。

・具体的にはどのようにするのか。

・定款施行細則によると特別委員会の設置は理事会の決裁が必要となる。ある程度まとまった段階で常任理事会にかけて理事会に案を提出することになる。

・日事連建築賞で賞の在り方の検討はどこで行うのか。

・委員会を増やすとするとどのように委員を決めていくかが問題である。日事連の業務に積極的に参加してくれる人を選出したい。

・士会は委員会も多く、活発に活動しているようである。

・個人の団体と業の団体で違いがあるのかもしれない。

○協議の結果、新たな委員会の設置について何か意見があれば提出してもらうこととした。

3. 公共建築設計懇談会での検討状況について

○事務局より資料3により公共建築設計懇談会での意見交換を踏まえて、官庁営繕部においてプロポーザル方式における技術提案の視覚的表現の取り扱いについて整理し、4月2日に各地方整備局等に通知された旨、報告された。おもな内容は以下の通り。

・プロポーザル方式においては、設計案ではなく設計対象に対する発想等を評価し、「ひと」を選ぶものであることから、視覚的表現については文章を補完するための必要最小限の範囲で認めているが、CAD、CG、BIMなどによるツールを用いて技術提案を作成することが一般化したため、これらのツールを用いた技術的提案の表現を許容することとした。

・視覚的表現の許容範囲を一部拡大することによりプロポーザル方式が設計競技に近づいたとの誤解をされないよう、評価テーマの設定、提出物の分量の制限、審査員がプロポーザルの趣旨を理解することを留意点として盛り込んだ。

・資料3のp.5以降が視覚的表現の許容される例と許容されない例の具体例が示されている。

○次のような意見交換を行った。

・p.6の上の図などは違いがわからない。p.8の下段の図はここまでのいいのかという印象を受ける。

・p.7の4つの違いがわからない。

- ・ゾーン等の形状は角を丸くして表現しなくてもよいということか。
- ・人を選ぶという考え方がむづかしい。
- ・国交省の内部はこれでいいかもしれないが一般の市町村ではなかなか根付かないのではないかな。
- ・全国営繕主管課長会議で周知する予定とのことである。

4. 建築設計業務等に関する入札・契約の実施状況について

○居谷委員より資料4により平成28年度の国土交通省官庁営繕部発注の建築設計業務においては、すべての業務がプロポーザル方式により発注されていた旨、説明された。このような結果は官庁営繕部に限られていることであり、このような資料が出ると誤解されとの意見が出された。

5. 建築基準法等の一部を改正する法律案について

○社会資本整備審議会建築分科会で第三次報告「今後の建築基準制度のあり方について」を受け、「建築基準法の一部を改正する法律案」が閣議決定された旨、資料5により居谷委員より説明された。主な内容は、以下の通り。

- ・概要としては、建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備の推進などである。
- ・規制緩和的な条項については3か月後施行とし、そのほかは1年後施行となる見込みである。
- ・何らかの形で説明会が開催される予定である。

6. その他

○宮原委員より資料6により一級建築士の懲戒処分について説明された。昨年12月、今年の4月に一級建築士の懲戒処分が公表されているが、壁量不足の設計をした事案、告示改正を知らずに告示違反をした事案があり、共通の要因により処分に至っている旨、説明された。告示が改正されたことを知らずに違反設計となってしまったことなどは広く周知して注意を呼びかけた方がいいとの意見が出され、表現ぶりを国土交通省にも確認して注意喚起の文書を流すこととした。

○次回委員会は必要に応じて開催することとした。

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成30年

6月26日	常任理事会 建築士事務所協会全国会長会議 定時総会 臨時理事会 日事政研通常総会
7月6日	事務局連絡会議
11日	正副会長会 常任理事会

平成30年5月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成30年5月1日～5月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,752事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	+ 2	1,017	4,487	22.7 %	- 3	263	25.9 %
青 森		183	958	19.1 %		40	21.9 %
岩 手		265	1,039	25.5 %		68	25.7 %
宮 城		349	2,066	16.9 %	- 3	74	21.2 %
秋 田		147	975	15.1 %		46	31.3 %
山 形		181	1,180	15.3 %	- 2	55	30.4 %
福 島		240	1,631	14.7 %	- 1	67	27.9 %
茨 城		496	2,060	24.1 %	- 1	159	32.1 %
栃 木		176	1,408	12.5 %	- 2	83	47.2 %
群 馬		185	1,790	10.3 %		92	49.7 %
埼 玉		499	4,993	10.0 %	+ 1	126	25.3 %
千 葉	+ 1	392	3,510	11.2 %	- 4	111	28.3 %
東 京	+ 1	1,588	15,362	10.3 %	- 12	548	34.5 %
神奈川	+ 2	775	6,259	12.4 %	- 3	199	25.7 %
新 潟		312	2,347	13.3 %	- 5	134	42.9 %
長 野	- 2	418	2,180	19.2 %	- 5	115	27.5 %
山 梨		109	850	12.8 %	- 1	9	8.3 %
富 山		312	1,245	25.1 %	- 1	58	18.6 %
石 川		307	1,347	22.8 %		56	18.2 %
福 井	+ 3	224	1,002	22.4 %		53	23.7 %
静 岡		417	3,211	13.0 %	- 7	126	30.2 %
愛 知	+ 4	556	5,218	10.7 %	- 2	136	24.5 %
三 重		180	1,180	15.3 %	- 2	62	34.4 %
滋 賀	+ 1	181	1,181	15.3 %	- 1	34	18.8 %
京 都		350	2,184	16.0 %	- 2	95	27.1 %
大 阪	+ 9	791	6,557	12.1 %	- 7	205	25.9 %
兵 庫	- 1	412	3,397	12.1 %	- 5	104	25.2 %
奈 良		105	951	11.0 %	- 2	20	19.0 %
和歌山		129	789	16.3 %	- 1	25	19.4 %
鳥 取	+ 1	103	490	21.0 %	- 1	45	43.7 %
島 根		119	637	18.7 %	- 2	61	51.3 %
岡 山		377	1,514	24.9 %	- 1	65	17.2 %
広 島		342	2,385	14.3 %	- 2	132	38.6 %
山 口		111	1,070	10.4 %		37	33.3 %
徳 島		105	870	12.1 %		14	13.3 %
香 川		95	1,120	8.5 %	+ 1	18	18.9 %
愛 媛		167	1,189	14.0 %	- 1	40	24.0 %
高 知		140	657	21.3 %		28	20.0 %
福 岡		466	3,753	12.4 %	- 5	154	33.0 %
佐 賀	- 1	182	622	29.3 %	+ 1	38	20.9 %
長 崎		254	859	29.6 %		42	16.5 %
熊 本		229	1,268	18.1 %		98	42.8 %
大 分	+ 1	147	925	15.9 %		38	25.9 %
宮 崎		116	1,094	10.6 %	- 4	50	43.1 %
鹿児島		311	1,275	24.4 %	- 5	81	26.0 %
沖 縄	- 1	192	1,317	14.6 %		62	32.3 %
計	+ 20	14,752	102,402	14.4 %	- 90	4,166	28.2 %

※建築士事務所登録数は平成29年4月1日時点の数字である。